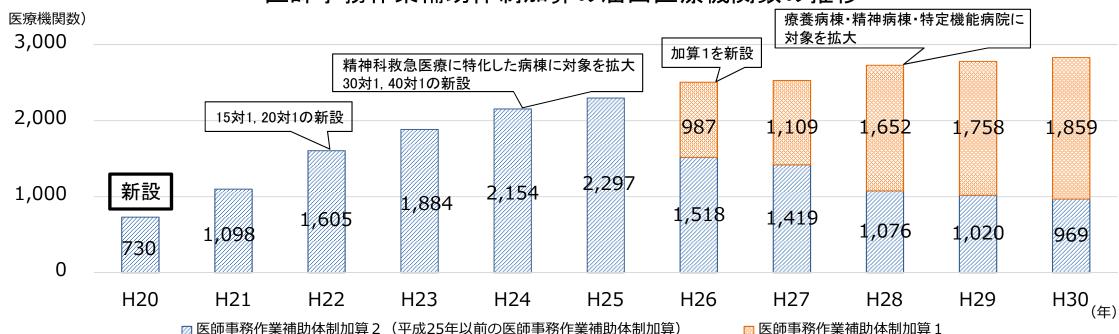
医師事務作業補助体制加算

- 勤務医負担軽減計画を策定し、医師の事務作業を補助する専従職員(医師事務作業補助者)を 配置している等、病院勤務医の事務作業を軽減する取組を評価。
- 病院勤務医等の負担軽減策として効果があるものについて、複数項目の取組を計画に盛り込む (※)ことが要件となっている。
 - ※ ①(必須)及び②~⑦のうち少なくとも2項目以上
 - ① 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容 (必須)
 - ② 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
 - ③ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保(勤務間インターバル)
 - ④ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
- ⑤ 当直翌日の業務内容に対する配慮

⑥ 交替勤務制・複数主治医制の実施

⑦ 短時間正規雇用医師の活用

医師事務作業補助体制加算の届出医療機関数の推移



出典:保険局医療課調べ(各年7月1日時点)